

事業報告書

(自 令和 3年5月1日 至 令和 4年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 社団 翔栄会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 埼玉県蓮田市見沼町8番地19 斉藤ビル2階
- (3) 設立認可年月日 平成12年 3月27日
- (4) 設立登記年月日 平成12年 4月26日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	歯科羽倉医院	埼玉県蓮田市見沼町8番地19 斉藤ビル2階	一般病床 無床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

- 令和 3年 6月25日 令和 2年度決算の決定
- 令和 4年 4月25日 令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3-2

法人名 医療法人 社団 翔栄会

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県蓮田市見沼町8番地19 齊藤ビル2階

貸 借 対 照 表

(令和 4年 4月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	119,431	I 流 動 負 債	5,847
II 固 定 資 産	96,873	II 固 定 負 債	72,533
1 有 形 固 定 資 産	61,762	(うち保有医療機関債)	()
2 無 形 固 定 資 産	327	負 債 合 計	78,380
3 そ の 他 の 資 産	34,784	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	()	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,500
		II 積 立 金	128,424
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	137,924
資 産 合 計	216,304	負 債 ・ 純 資 産 合 計	216,304

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 2

法人名 医療法人 社団 翔栄会

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県蓮田市見沼町 8 番地 1 9 齊藤ビル 2 階

財 産 目 録
(令和 4 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	216,304 千円
2. 負 債 額	78,380 千円
3. 純 資 産 額	137,924 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	119,431
B 固 定 資 産	96,873
C 資 産 合 計 (A + B)	216,304
D 負 債 合 計	78,380
E 純 資 産 (C - D)	137,924

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 社団 翔栄会
 所在地 埼玉県蓮田市見沼町8番地1-9 斎藤ビル2階

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 翔栄会
理事長 羽 倉 英 則 殿

私は、医療法人社団翔栄会の令和3会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 6月25日

医療法人 社団 翔栄会

監 事 溝 口 正 博